

TaxFlash



タックス・アムネ스티・プログラムにおけるゲートウェイの義務

2016 年 9 月 5 日、国税総局長はタックス・アムネ스티実施に係るゲートウェイ・レポーティングの手続に関する規則 No.PER-12/PJ/2016 (以下「国税総局長規則第 12 号」)を公布しました。

国税総局長規則第 12 号では、国税総局長宛のゲートウェイ・レポーティングには以下のすべての情報を含めなければならないことが規定されています。

- a) 特別口座の開設および資金の特別口座への入金、
- b) 投資目的における投資口座の開設、および
- c) 納税者の投資ポジション:
 1. 月次ベースの投資ポジション、および/または
 2. ゲートウェイの間で資金の移動または投資がある場合はその発生毎における投資ポジション

加えて、ゲートウェイ・レポートはそのソフトコピーを国税総局長宛に直接提出するか、またはオンラインで外部データ・プロセッシング・ユニット (External Data Processing Unit) の本部 (Head Office) を通じて提出しなければなりません。

上記の義務を怠ったゲートウェイには警告書が発せられる、またはゲートウェイの指定が取り消される等の処分が課せられる場合があります。

情報開示および義務的公開買付要件の例外

資本市場監督庁長官規則No.KEP-264/BL/2011の付録のポイント3.aでは、上場企業の新たな支配株主は上場企業の取得を公表し、義務的公開買付を行わなければならないとの要件が定められています。その一方で、金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、「OJK」)規則No.31/POJK.04/2015では、買収された上場企業に対し金融サービス庁への届出と新たな支配株主の情報の公表を要求しています。

タックス・アムネ스티・プログラムの実施サポートの一環として、金融サービス庁は2016年9月2日付けで規則No.35/SEOJK.04/2016を公布し、その中でタックス・アムネ스티・プログラム下の申告で支配株主情報が新たに開示された場合は上記の要件が免除される例外が規定されています。当該規則は2016年9月2日に効力を生じ、2017年3月31日から20営業日経過後にその適用が終了する予定です。

タックス・アムネ스티・プログラムに参加し、上場企業の支配株主として情報が開示されている納税者は、以下のすべての資料を金融サービス庁に提出する義務があります。

- a) タックス・アムネ스티承認書のコピー並びに上場企業の持ち株比率情報、および
- b) すべての取得資産を納税者名義の有価証券口座に移行させる誓約書(commitment letter)

PSAK 70: 「タックス・アムネ스티資産および負債の会計処理」

2016年9月19日、インドネシア財務会計基準審議会(the Indonesia Financial Accounting Standards Board (DSAK IAI))はタックスアムネ스티の施行に伴う新たな会計基準となるPSAK 70:「タックス・アムネ스티資産および負債の会計処理」を公布しました。当該基準公布の目的は、タックス・アムネ스티法の適用に関係する特定の会計処理を規定することにあります。詳しくは、PSAK 70の概要をまとめた私どもの[Accounting News Flash](#) (英文)をご参照ください。

インドネシア・インド新租税条約

2016年2月5日、インドネシアの外交文書送達により、インドネシア・インド両国間の批准書交換が完了し、インドネシア・インド新租税条約の発効準備が整いました。当該条約は2012年7月27日に調印されたもので、現行の租税条約(1987年8月7日に調印)に取って代わり、インドネシア国内で2017年1月1日に発効し、インド国内では2017年4月1日に発効する予定です。

国税総局長は、通達No.SE-31/PJ/2016の公布を通じて当該手続の完了を公表しました。新租税条約における主な変更点は以下のとおりです。

1. 配当源泉税率

現行の配当源泉税率は、被投資企業の株式の少なくとも25%を保有する投資企業については10%であるが、それ以外のケースでは一律に15%の税率が適用される。新租税条約下では、すべてのケースで一律に10%の税率が適用される。

2. ロイヤリティーおよび技術支援サービスに対する報酬にかかる源泉税率

ロイヤリティーにかかる源泉税率は現行の15%から変更され、新租税条約下では最大で10%の税率が適用される。また新租税条約下では、技術支援サービス、経営管理サービスおよびコンサルティングサービスを含むサービス報酬には10%の源泉税率が適用されることが新たな条項にて規定されている。

3. 支店利益課税率

支店利益課税率は現行の10%から変更され、新租税条約下では最大で15%の税率が適用される。当該税率は、インドネシア政府または同政府から委任を受けた権限を有する者によって締結された、石油および天然ガスの輸出および生産に関連する生産分与契約には適用されない。

4. 国際輸送に従事する船舶の運行に対する課税

新租税条約下では、国際輸送に従事する船舶の運行から得られる利益は、船会社の実質的経営管理の場所(place of effective management)が置かれる居住地国においてのみ課税されることが規定されている。ただし、新租税条約で

は、国際輸送に従事する船舶の運行による利益が源泉地国から生じる場合、課税権は源泉地国に付与される。だがその場合、課税額は50%減額される。また新租税条約では、国際輸送における物品または商品の移動用のコンテナ(コンテナの移動に用いるトレーおよびその他の機器を含む)の使用、メンテナンス、またはレンタルから生じる利益に対する課税権は居住地国に付与される。ただし、コンテナが源泉地国内でのみ使用される場合はその限りではない。

5. 株式のキャピタルゲインに対する課税

新租税条約では、株式譲渡から得られるキャピタルゲインについて、源泉地国にその課税権が付与される(当該源泉地国に所在する不動産から直接的または間接的に50%超の価値を取得する場合)。

6. 情報交換(EoI)のアップデート

新租税条約では、有効な情報交換に関する条項が追加されている。その中で、両締約国は互いに情報請求に応じなければならないことが規定されている(いずれの締約国が自国の税務上、当該情報を必要としていなくても、その請求に応じなくてはならない)。両締約国は、請求された情報が、銀行、その他の金融機関、または代理人もしくは受託者の資格に基づき活動する被任命者もしくは個人によって保有されているという理由だけで情報請求を拒否することはできない。また両締約国は、請求された情報が個人の所有者権益に関わるという理由で情報請求を拒否することはできない。

7. 特典制限条項

新租税条約では、租税条約の特典が税務上の適格居住者に対してのみ適切に適用されることを保証するために、条約濫用防止を強調する特典制限条項が新たに追加されている。当該条項では、租税回避もしくは脱税を防止することを目的として、国内法規の適用が認められている。

税務上の居住者は、その業務が租税条約の特典を享受することを主な目的としている場合、または法人として正当な事業活動が存在しない場合、租税条約の特典を享受する権利を有さない。

8. 徴収共助条項

新租税条約では、両締約国間における徴収共助条項が新たに追加されている。当該条項では、徴収共助の範囲と手続の詳細が規定されている。

上記のインドネシア税務アップデートに関してご質問等ございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Dany Karim

dany.karim@id.pwc.com

Deny Unardi

deny.unardi@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh

felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Hyang Augustiana

hyang.augustiana@id.pwc.com

Kexin Lim

lim.kexin@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Otto Sumaryoto

otto.sumaryoto@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryosuke R Seto

ryosuke.r.seto@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Turino Suyatman

turino.suyatman@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.